

# 第四期特定健康診査等実施計画

---

## 名古屋文具紙製品健康保険組合

最終更新日：令和6年11月12日

## 特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】		
No.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんにかかる医療費が高い傾向にある。</li> <li>・要精密検査の方については、医療機関を早期受診に促す。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん対策として、巡回レディース健診の強化（35歳以上の被保険者、被扶養者とも受診可）</li> <li>・婦人科健診の（乳がん・子宮がん）の充実</li> <li>・オプションの充実</li> <li>・被扶養者の健診受診率向上</li> <li>・50歳以上の男性を対象にP S A（前立腺検査）実施</li> </ul>
No.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医療費は、年齢が高いと患者1人当たりの医療費も高くなる。</li> <li>・歯科健診の受診率が低い。</li> <li>・早期に歯科治療により医療費の削減に繋げる。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度より歯科健診の実施（30歳以上の被保険者、被扶養者）県外受診者は、3,300円迄の補助</li> <li>・幼児期からの歯みがき習慣として、かぜ&amp;虫歯予防キャンペーンの実施（アンケート実施）</li> </ul>
No.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者の循環器（高血圧性疾患等）の医療費が高い。</li> <li>・早期から生活習慣病対策が必要といえる。</li> <li>・生活習慣病の「糖尿病」、「高血圧症」の基準値を超える方で服薬なしの方が多数見られる。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「糖尿病」、「高血圧」を対象にした重症化予防に取り組む。</li> <li>・生活習慣病健診は年齢制限がなく、人間ドックは35歳以上と幅広い年齢層に受診しやすい環境を整備。</li> </ul>
No.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の入院外で呼吸器系の一人当たりの医療費が高いため、保健事業の展開をする。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かぜ&amp;虫歯キャンペーン、インフルエンザ予防接種を実施する。</li> </ul>
No.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の特定健診の受診率を国の目標値に近づける。</li> <li>・年1回は各種健診を受診するよう広報する。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者については、事業主、健保担当者と連絡をとり、情報提供をする環境づくりが必要である。</li> </ul>
No.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の特定健診の受診率が低い。</li> <li>・健診未受診者は、生活習慣病やがん疾患の発見が遅れ、重症化するため受診勧奨を実施する。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者については、特定健診の受診券を発行する。</li> <li>・未受診者への受診勧奨は、機関誌やホームページで周知する。</li> <li>・巡回レディース健診は、二次募集を実施する。</li> <li>・市区町村健診、パート先での健診結果の提供について実施する。（令和6年度より実施）</li> </ul>
No.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の特定保健指導率が低い。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主、健保担当者の協力で特定保健指導を受けやすい職場環境を進め、継続できるようにする必要がある。</li> <li>・新規事業所にも随時依頼する。（事業所訪問の実施）</li> </ul>
No.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の特定保健指導率が低い。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セット券を自宅へ発送する。</li> </ul>
No.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品の使用率が、全国目標値80%まで達成する。</li> <li>・後発薬品の使用促進、調剤医療費の適正化</li> <li>・内容を把握しているか、確認しているかが課題である。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品差額通知を、年1回（9月）に通知する。（チラシ同封）</li> <li>・ジェリック切り替えカード、希望シール、チラシの提供を継続実施する。</li> <li>・案内を広報誌、ホームページに掲載する。</li> </ul>
No.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診結果により運動不足な人が見受けられる。</li> <li>・運動習慣の定着と、食生活の見直しが必要といえる。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩く健康づくりの提供</li> <li>・年1回健康ウォーク（Web版）、年2回ノルディックウォーキングの実施</li> <li>・スポーツ施設の提携（法人契約）</li> </ul>
No.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙率が減少しているが、国の目標の2022年度12%を今後も目指す。</li> <li>・たばこの害と健康への影響について、今後も禁煙への対策を続けていく。</li> </ul>	<p>➔</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・禁煙外来治療費補助事業の継続実施する。</li> </ul>

### 基本的な考え方（任意）

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクも高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となるという考え方を基本としている。

特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために実施する。

特定保健指導の主な目的は、生活習慣病予備群を生活習慣病に移行させないことである。

そのため保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らが生活習慣の改善を継続的に進めるように支援することである。

被扶養者に対する特定健康診査・特定保健指導については、セット券を自宅へ発送している。

被扶養者の受診率が低いため、未受診者に対し積極的に受診勧奨に取り組む。

特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る目標は、国の基本方針が示す次のように設定する。

特定健康診査の実施率を85.0以上とする。特定保健指導の実施率を30.0以上とする。

### 特定健診・特定保健指導の事業計画 【第3期データヘルス計画書 STEP3から自動反映】

1 事業名 特定健康診査（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.5, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/基準該当者
方法	健診案内を委託健診機関から送付（巡回レディース健診） 健保組合の補助対象となっている一般健診、生活習慣病健診・人間ドック等 を利用することにより特定健診が受診できる。
体制	巡回健診、セット券を自宅へ発送

事業目標

特定健診受診率の向上を目指し、健康状態の把握と改善を目標とする。受診者の健康維持  
健診結果の取得（市区町村・パート先等で受診した被扶養者から健診結果の提供依頼を実施）

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
周知徹底	100%	100%	100%	100%	100%	100%
生活習慣リスク保有者率	10%	10%	10%	10%	10%	10%
内臓脂肪症候群該当者割合	20%	25%	30%	25%	25%	20%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
受診案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%
特定健診実施率	80.5%	81.4%	82.0%	82.9%	83.1%	85.0%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。	各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。	各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。
R9年度	R10年度	R11年度
各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。	各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。	各種健診（一般健診、生活習慣病健診、人間ドック、巡回レディース健診）被扶養者及び巡回レディース健診非申込者を対象に、セット券を自宅へ発送未受診者の把握し、受診率向上に繋げる。

2 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.7, No.8



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/基準該当者
方法	保健指導の抽出 保健指導対象者に指導を案内
体制	被保険者は、保健指導の抽出は組合で実施 指導は、委託機関で実施 事業主と連携し、就業時間内で実施 被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。

事業目標

生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康改善を行い、医療費削減に繋げる。  
コラポヘルスを推進し、就業時間内に特定保健指導ができるようにする。  
指導率が低いため、当組合の重要課題となっている。オンラインでの特定保健指導の実施。事業概要の周知と実施率の向上・メタボ該当者の減少に努める。

アウトカム指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導対象者割合	20%	20%	20%	21%	22%	23%
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	7%	8%	10%	10%	10%	12%
腹囲2cm・体重2kg減を達成した者の割合	10%	10%	10%	12%	15%	15%
アウトプット指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
特定保健指導実施率	17.3%	20.2%	21.3%	25.6%	28.1%	30.0%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。	対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。	対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。
R9年度	R10年度	R11年度
対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。	対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。	対象者が利用しやすい特定保健指導の実施 ホームページや広報誌、事業所訪問により特定保健指導の必要性を広く周知し、実施を推進する。被扶養者は、巡回レディース健診やセット券で行う。

## 3 事業名

一般健診

対応する  
健康課題番号

No.5, No.6



## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員
方法	バスで事業所を巡回（一部健診機関で実施）
体制	契約外健診機関は、補助金請求

## 事業目標

健康状態の確認、受診者の健康維持  
法定の健康診断のデータを活用し、生活習慣病予防及び事業主との課題の共有を目標とする。病気の早期発見

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
受診者数	2,677人	2,089人	2,619人	2,622人	2,666人	2,598人
アウトプット指標						
受診案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求 健診補助の見直しを実施	委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求	委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求
R9年度	R10年度	R11年度
委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求	委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求	委託先バスで巡回し、契約外は補助金請求

## 4 事業名

生活習慣病健診

対応する  
健康課題番号

No.1, No.3, No.5, No.6



## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：18～74、対象者分類：加入者全員
方法	事業所に健診案内を送付 契約健診機関は、事業所から受診申込書を提出 費用の一部補助、契約外健診機関は、補助金請求
体制	契約健診機関により実施 県外及び契約外は、補助金請求

## 事業目標

重症疾患の早期発見・早期治療に繋げることを目標とする。受診者の健康維持

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
受診者数	464人	475人	549人	572人	602人	564人
アウトプット指標						
受診案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診補助の見直しを実施	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載
R9年度	R10年度	R11年度
事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載

## 5 事業名

巡回レディース健診

対応する  
健康課題番号

No.1, No.6



## 事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：女性、年齢：35～74、対象者分類：被保険者/被扶養者/任意継続者
方法	4月～翌年3月実施 35歳以上の被保険者・被扶養者に自宅へ案内する。
体制	共同事業

## 事業目標

病気の早期発見・早期治療、受診者の健康維持  
受診率の向上と、生活改善が目標

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
受診者数	301人	268人	267人	215人	279人	247人
アウトプット指標						
受診案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%

## 実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送	ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送	ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送
R9年度	R10年度	R11年度
ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送	ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送	ホームページや広報誌、案内を自宅へ直送する。4月～翌年3月に実施 3月に自宅へ発送

6 事業名 人間ドック

対応する健康課題番号 No.1, No.5, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：加入者全員/ 基準該当者
方法	事業所に健診案内を送付、費用の一部補助
体制	契約健診機関は74件 契約外健診機関は、補助金請求

事業目標

健康状態の把握、病気の早期発見・早期治療、受診者の健康維持  
県外健診機関の充実

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
受診者数	696人	785人	798人	764人	834人	978人
アウトプット指標						
受診案内	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助
R9年度	R10年度	R11年度
事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助	事業所に案内、機関誌、ホームページに掲載 健診受診者への補助

7 事業名 退職後の健康管理の働きかけ

対応する健康課題番号 No.5, No.6



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：0～74、対象者分類：任意継続者
方法	各種案内を自宅へ送付する。
体制	組合内で印刷、送付する。

事業目標

各種健診を年1回受診するよう広報する。  
任意継続者についても退職後、積極的に各種健診を受診できるよう案内を自宅へ送付し、受診する。健診結果に数値が悪い方には受診勧奨を発送し、経過を確認する。

評価指標	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
アウトカム指標						
任意継続被保険者は、年度途中で喪失する方がいるため。 (アウトカムは設定されていません)						
アウトプット指標						
案内送付率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

R6年度	R7年度	R8年度
4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。	4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。	4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。
R9年度	R10年度	R11年度
4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。	4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。	4月、10月に機関誌に各種健診案内を同封し自宅へ送付する。ホームページでも掲載する。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	2,685 / 3,334 = 80.5 %	2,695 / 3,310 = 81.4 %	2,703 / 3,298 = 82.0 %	2,717 / 3,278 = 82.9 %	2,730 / 3,285 = 83.1 %	2,744 / 3,230 = 85.0 %
		被保険者	2,387 / 2,624 = 91.0 %	2,390 / 2,600 = 91.9 %	2,388 / 2,588 = 92.3 %	2,395 / 2,570 = 93.2 %	2,400 / 2,580 = 93.0 %	2,402 / 2,530 = 94.9 %
		被扶養者 ※3	298 / 710 = 42.0 %	305 / 710 = 43.0 %	315 / 710 = 44.4 %	322 / 708 = 45.5 %	330 / 705 = 46.8 %	342 / 700 = 48.9 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	85 / 492 = 17.3 %	95 / 470 = 20.2 %	100 / 470 = 21.3 %	115 / 450 = 25.6 %	125 / 445 = 28.1 %	132 / 440 = 30.0 %
		動機付け支援	28 / 206 = 13.6 %	40 / 200 = 20.0 %	40 / 200 = 20.0 %	50 / 190 = 26.3 %	60 / 195 = 30.8 %	70 / 200 = 35.0 %
		積極的支援	57 / 286 = 19.9 %	55 / 270 = 20.4 %	60 / 270 = 22.2 %	65 / 260 = 25.0 %	65 / 250 = 26.0 %	62 / 240 = 25.8 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。



## 目標に対する考え方（任意）

早期発見、早期治療、生活習慣の改善による医療費削減

加入者自身の健康状態を知る機会として特定健康診査を提供、生活習慣など振り返りの場として特定保健指導を提供する。

【特定健康診査】

特定健康診査実施率を85%とします。（保険者種別の目標値85%を基に設定）

【特定保健指導】

特定保健指導実施率を30%とします。（保険者種別の目標値30%を基に設定）

被扶養者の特定保健指導受診率が低いため、その目的と必要性の理解を深めていく必要がある。

## 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査等の実施方法

### 1.被保険者

(1) 被保険者に係る特定健康診査等の実施に伴う事業主との関係

①被保険者に係る特定健康診査及び特定保健指導の実施場所、実施時期、健康診査結果の送付については、事業主と十分な連携を図り、被保険者の受診の利便の向上を図るよう努める。

②当健康保険組合では、従来から、効率、かつ効果の観点から事業主等が実施する健康診断を代行しているが、引き続き主体となって行うこととする。（委託を含む）

③当組合の委託前で事業主等が健康診断を実施した場合は、健康診査データを委託先の健診機関から受領することとする。

又は、事業所が実施した（契約外健診機関）場合は、当健康保険組合はその健康診査データ（一部紙媒体）は事業主から受領することとする。

(2) 実施場所

①被保険者に係る特定健康診査（一般健診他）は、基本的に巡回健診（一部健診機関で実施）により行う。特定健康診査の健康診査項目を含む。

②被保険者に係る特定保健指導は、基本的に事業所で行うか、ICTを活用する。

(3) 実施項目

①特定健康診査の実施項目は、実施基準に記載されている健康診査項目とする。

②特定保健指導の方法は、実施基準に記載されている内容（動機付支援、積極的支援）とする。

(4) 実施時期

特定健康診査等の実施時期は、通年とする。

(5) 委託の有無

①被保険者に係る特定健康診査においては、基本的に巡回健診（当健康保険組合が契約する健康診査機関）により行う。しかしながら、被保険者が遠隔地にいるなどで受診困難である場合は、健康保険連合会を通じての健康診査機関との集合契約又は、希望する健康診査機関で受診するなど、全国で受診が可能となるよう措置する。

②被保険者に係る特定保健指導においては、基本的に事業所で指導（当組合が契約する保健指導が行える機関）により行う。しかしながら、被保険者が遠隔地にいるなどで保健指導が受けることが困難な場合は、実施基準に基づき当組合が委託した機関でICTを活用し指導を受けることが可能となるよう措置する。

(6) 受診方法等

①特定健康診査においては、事前に受診等を希望する日時・受診機関で受診する。

②一般健診（契約）は、事前に希望する日時を申請したうえで巡回で受診する。一部健診機関で受診する。

一般健診（契約外）は、受診後補助金請求する。

③生活習慣病健診（契約）は、事前に希望する日時を申請したうえで受診する。

生活習慣病健診は、（契約外）は、受診後補助金請求する。

④巡回レディース健診は、案内を自宅へ発送し、申込み希望する日時、場所を選択し受診する。

⑤人間ドックは（契約）、申込み希望する日時、場所を選択し受診する。

人間ドック（契約外）は、受診後補助金請求する。

(7) 健康診査データ等の受領方法

①契約健診機関は、電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。

②契約外健診の場合は、被保険者から事業所を通じて、随時受領し、当健康保険組合で保管する。

(8) 特定保健指導実施対象者の選定

当健康保険組合で対象者を抽出し、外部委託先で指導を受ける。

### 2.被扶養者

(1) 被扶養者に係る特定健康診査

被扶養者に係る特定健康診査の実施にあたっては、当健康保険組合機関誌等を通じて周知するなど、被扶養者の受診の利便の向上を図るよう努める。

(2) 実施場所

①被扶養者に係る特定健康診査は、会場別（巡回レディース健診）、生活習慣病健診、人間ドック、一般健診、特定健康診査により行う。

いずれも特定健康診査項目を含む。（人間ドックは74機関と契約、他の健診も契約外は受診者の希望する健診機関）

(3) 実施項目

①特定健康診査の実施項目は、実施基準に記載されている健康診査項目とする。

②特定保健指導の方法は、実施基準に記載されている内容（動機付支援、積極的支援）とする。

(4) 実施時期

特定健康診査等の実施時期は、通年とする。

(5) 委託の有無

①遠隔地にいるなどで受診困難である場合は、健康保険連合会を通じての健康診査機関との集合契約又は、希望する健康診査機関で受診するなど、全国で受診が可能となるよう措置する。

②会場別指導（巡回レディース健診）または、特定健康診査の受診した被扶養者を対象による保健指導を受ける。

(6) 受診方法等

①特定健康診査は、事前に受診等を希望する日時・受診期間で受診する。

②一般健診（契約）は、事前に希望する日時を申請したうえで巡回で受診する。一部健診機関で受診する。

一般健診（契約外）は、受診後補助金請求する。

③生活習慣病健診は（契約）、事前に希望する日時を申請したうえで受診する。

生活習慣病健診は、（契約外）は、受診後補助金請求する。

④巡回レディース健診は、案内を自宅へ発送し、申込み希望する日時、場所を選択し受診する。

⑤人間ドックは（契約）、申込み希望する日時、場所を選択し受診する。

人間ドック（契約外）は、受診後補助金請求する。

(7) 特定健康診査データ等の受領方法

①契約機関は、電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。

②契約外健診の場合は、被扶養者から随時受領し、当健康保険組合で保管する。

③被扶養者が市区町村、パート先等で実施する特定健康診査を受診した場合のデータについては、積極的に提供を求めることとする。

令和6年度よりインセンティブを付与する旨を案内し、受診促進策を講じた。

(8) 特定保健指導実施対象者の選定

会場別指導（巡回レディース健診）または、特定健康診査の受診した被扶養者を対象による保健指導を受ける。

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3から自動反映されている場合は任意

## 個人情報の保護

【管理体制】

「個人情報保護管理規程」に基づき、名古屋文具紙製品健康保険組合が保有している個人情報について適切な管理を行います。管理体制は、組合内に「個人情報保護管理責任者」、「個人情報管理担当者」を設置し個人情報の適切な管理に努めます。

【管理ルール】

名古屋文具紙製品健康保険組合は、個人データの取扱いを外部委託機関に委託する場合、委託先において個人データの安全管理設置が適切に講じられるよう、「適切な委託先の選定」、「安全管理設置事項を含む委託契約の締結」、「委託先における個人データ取扱状況の把握」により、委託先に関して適切な管理、監督を実施します。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲等を契約書に明記することとする。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査実施計画の公表・周知は、当健康保険組合機関誌等に掲載する。

特定健康診査等の普及啓発に関する広報等については、機関誌での広報やパンフレット、事業主等の協働を行い普及啓発活動に努める。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

1. 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、当健康保険組合が契約する健診機関と、その他（契約外健診機関）で受診する。

特定保健指導は、保健指導を行える機関に委託し、事業所への訪問、ICTの活用等で行う。

(2) 実施項目

一般健診、人間ドック、生活習慣病健診、巡回レディース健診等をもって特定健康診査の受診に代える。受診項目は特定健康診査を含むものとする。

(3) 実施時期

実施時期は通年とする。（年度内）

(4) 委託の有無

ア. 特定健康診査

当健康保険組合が個別で契約する健診機関等に委託する。

イ. 特定保健指導

全国の地域で保健指導が可能な保健指導機関に委託する。

(5) 受診方法

被保険者・被扶養者は受診を希望する日時を決めた上で、特定健康診査を受診する。

既定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

契約外健診機関での受診した場合は、一旦全額負担し領収書をもって当健康保険組合から補助金を支給する。

(6) 周知・案内方法

周知は、ホームページ、機関誌、案内通知、パンフレット等

(7) 健診データは、契約機関から電子データ（XMLデータ）を請求時に受領し、当健康保険組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に保健指導機関から電子データで受領し保管する。

(8) 特定保健指導対象者の抽出方法

健診データを受領した全員を対象に、当健康保険組合の基幹システムにより階層化して選出する。

積極的支援と動機付支援に選出された対象者に対し、特定保健指導を実施する。

(9) 特定保健指導の実施方法

積極的支援・動機付支援について、「標準的な健診・プログラム（改訂版）」に基づき、対象者の同意を得た上で実施します。

特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年実施状況を当健康保険組合で把握し、健康管理事業推進委員会、理事会、組合会等において見直しを検討する。

また、目標と大きくかけ離れた場合は、見直しをすることとする。

毎年度国への報告データを作成し、前年度実績との比較、検証を行います。

各年度末、実績や取り組み状況を見直し実施計画します。

保健事業の担当者については、特定健診・特定保健指導等の研修に随時参加させる。